

募集テーマが  
**フリー**に  
なりました!

住まいや暮らしに関するイベントをご提案ください!一緒に実施しましょう!

# チャレンジティアップ事業 企画提案の募集



講演会



ワークショップ



住教育



見学会

などなど

## ティアップ事業とは

大阪市立住まい情報センターでは、住まいや暮らしに関するさまざまな情報提供、セミナーや相談会等のイベントを実施しています。

ティアップ事業は、住まい情報センターと住まい・まちづくりに取り組むNPOや専門家団体等が連携、協働し実施する事業です。

平成31年度からは、新たな分野での取り組みを期待し、募集テーマをフリーにしました。これまでの主催、共催セミナーで実施のないユニークなテーマや仕掛けのあるイベントをお待ちしています!

最新の情報  
具体的な事例を  
盛り込み、効果的に  
普及啓発するための  
方法をご提案ください!  
お待ちしております!

## ティアップ事業にはこんなサポートがあります!

- 1 大阪市立住まい情報センター内のホールや研修室等を無料で提供します
- 2 イベントの広報、当日の運営をサポートをします
- 3 ティアップ事業を実施した団体の交流会を実施します

## これまでのティアップ事業での実施例

- ・災害時のマンション生活を考えよう～ハード、ソフト、そしてハートを考える～ (H29)
- ・私たちの暮らしと空き家対策 (H28)
- ・おひとりさま幸齢学セミナー ここから始める!おひとりさまの不安解消 (H29)
- ・「片づけなさい!」怒りんぼママを卒業。怒らない片づけここにありませう (H30)
- ・インテリア模型クラフト講座 インテリアで学ぼう!地震への備え (H28)
- ・「大阪のどまんなか 上町台地を縦断しよう」 (H26)
- ・知らないとソン!不動産の契約書にサインする前のチェックポイント (H30)
- ・木と触れ合う縁日 (H30)

※ご応募いただいた企画提案については、審査委員会において選定します。  
選定結果はホームページに公開します。  
過去に実施したティアップイベント「住まい・まちづくり・ネット」から  
ご覧いただけます <https://www.sumai-machi-net.com/tieup-report>





## サポートの内容

### ①-1 住まい情報センター内の会場を無料提供します。

- ・住まい情報センターの3階ホール（300人収容可能）、5階研修室（50人収容可能）をご利用いただけます。
- ・ご提案内容によっては、住まいのライブラリー（4階）、パネル展示コーナー（4階）、相談ブース（4階）、住まいのミュージアム「大阪くらしの今昔館」内施設（企画展示室を除く）・スペース（8～10階）もご利用いただけます（ただし、各室の利用状況によりますので、調整のうえ決定します）。

### ①-2 住まいのミュージアム「大阪くらしの今昔館」企画展示室を提供します。（条件付き）

- ・平成31年9月～11月で利用の無い期間

※来場者数が開催日数×500人/日を超えた場合は、利用料は無料となります。来場者数が開催日数×500人/日を満たない場合は、利用料の半額をお支払いいただきます。各室の利用に際しては、利用規定に従っていただきます。



3階ホール



5階研修室



8階企画展示室

### ②セミナー等の広報をサポートします。

- ・セミナー等を広報するためのチラシを作成します（デザイン持込可）。また、住まい情報センターで印刷する場合に限り、印刷代はセンターが負担します（A4版、白黒両面印刷、3,000枚の範囲内）。なお、チラシにはチャレンジタイアップ実施団体名と、センターとの連名で掲載します。
- ・作成したチラシは、市内公共施設約80施設と、送付希望先施設（20施設まで）に配架するよう依頼します（チラシの封入・送付作業、送付料の負担はセンターが行います）。
- ・大阪市住まいのガイドブック「あんじゅ」（季刊）や、ホームページ「住まい・まちづくり・ネット」にセミナーやイベント等の情報を掲載します。（<https://www.sumai-machi-net.com/>）
- ・大阪市各区役所が発行する広報誌への掲載を依頼します（各機関の判断により掲載されない場合もあります）。

### ③申込者情報の管理や問い合わせへの対応を行います。

- ・セミナー等への参加申込者の名簿作成や応募者多数の場合には抽選等を行い、参加証等を発行・送付し、セミナー等についての問い合わせに対応するなど、申込者情報の管理を行います。

### ④企画についての様々な情報を提供します。

- ・企画内容についてアドバイスや情報提供を行います。
- ・セミナー参加者にアンケートを実施し、集計結果を提供します。

### ⑤セミナー等開催当日の運営をサポートします。

- ・センターにてご提供いただいた配布資料の原稿を印刷します（A4版、白黒両面印刷10枚20ページまで）。
- ・会場の設営・撤収や、受付の設置など、当日の運営をサポートします。ご希望があれば、司会進行もいたします。
- ・参加者の受付を行います。ただし、金銭の授受が発生する場合には、チャレンジタイアップ実施団体で行って下さい。

### ⑥タイアップ実施団体同士の交流を促進します。

- ・他のタイアップ実施団体との意見交換会（タイアップ交流会）を年1回程度開催します。

# 応募方法

## 企画提案書の提出 ※提出期限：平成31年3月1日(金)

企画提案書に必要事項を記入し、下記提出先まで、1部を郵送またはメールにて提出してください（持参可）。  
※企画提案書の提出の際に大きな不備がある場合は、受け付けできない場合もありますのでご注意ください。  
企画提案書は、「住まい・まちづくり・ネット」から書類をダウンロードしてください。  
大阪市立住まい情報センターで配布も行います。

(<https://www.sumai-machi-net.com/tieup-info/requirements>)

なお、募集の内容や企画提案書の書き方について、質問や相談を受け付けますので、事前に郵送、FAXまたはメールにておたずねください（持参可）。



## ヒアリング ※平成31年3月7日(木)、8日(金)のいずれか

ご提出いただいた企画提案についてプレゼンしていただき、スタッフによる質疑を行います。  
※ヒアリングの詳細な時間等は、後日、大阪市立住まい情報センターからご案内します。  
平成31年3月5日(火)までにお手元に届かない場合には、お問い合わせください。

## 選 定

住まい・まちづくりに関する専門家で構成された「大阪市立住まい情報センタータイアップ事業審査委員会」が選定し、その結果は3月末に公表します。

## 応募資格

営利を目的としない住まい・まちづくりに取り組むNPO、専門家団体、その他任意グループとします。  
チャレンジタイアップ事業の採用は累計3回までとします※。それを超える団体は応募できません。  
ただし、下記(1)～(3)のいずれかに該当する団体は応募できません。

- (1)法令等に違反するもの
  - (2)公の秩序又は善良の風俗に反するもの
  - (3)その他、当該タイアップ事業団体として内容が不相当であると大阪市立住まい情報センター所長が認めるもの
- ※累計3回採用された団体は、双方合意のうえ、「住むまち大阪スタイル人」に登録します（任意）。

住むまちとしての大阪の魅力向上に向けた様々な取り組みを「住むまち大阪スタイル」の創造と位置付け、その担い手で「住まい・まちづくりネットワーク」に参加する方々を「住むまち大阪スタイル人」と呼んでいます。

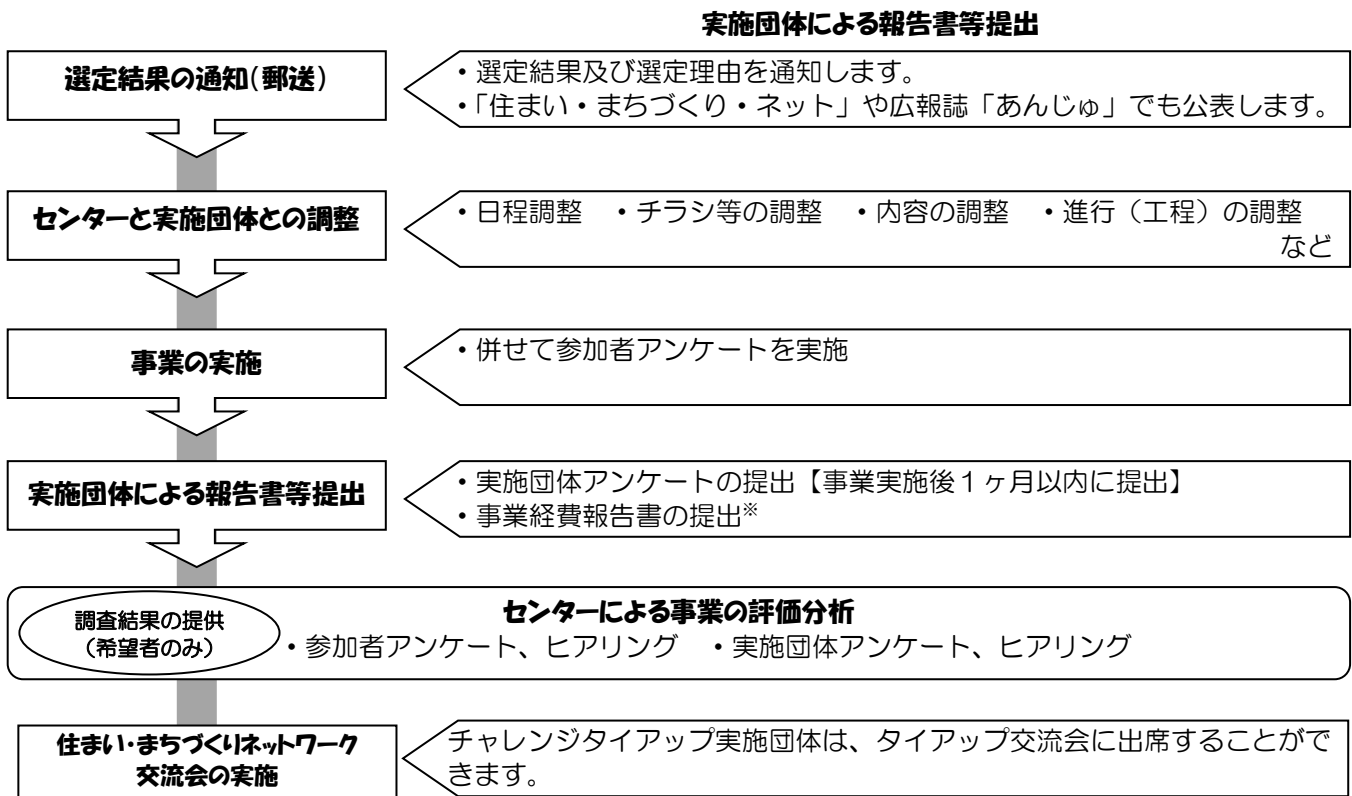
### 【住むまち大阪スタイル人の特典】

- ・「住まい・まちづくり・ネット」に団体の活動紹介やイベント情報が登録でき、ホームページ上でのイベント参加の告知、参加申込ができる。
- ・センター主催のセミナーやシンポジウムなどの情報が送られてくる。

## チャレンジタイアップ事業のスケジュール

- ①企画提案書の提出期限：平成31年3月1日(金)まで
- ②ヒアリング：平成31年3月7日(木)、8日(金)
- ③審査委員会：平成31年3月末予定
- ④実施期間：平成31年6月～平成32年2月

## 事業実施の流れ



※…参加者から費用(入場料、参加料等)をとる場合に提出が必要

## 補足事項

- ・国・地方公共団体・財団など他の団体から、当該事業に対して別途補助を受ける場合(予定を含む)、チャレンジタイアップ事業によるサポートを受けることで当該補助が認められなくなる可能性があります。必ず各団体にてご確認ください。
- ・企画提案書作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された提案書は返却いたしません。
- ・セミナー等の実施にあたり、諸経費が必要となる場合には、これをまかなうための費用を参加者から徴収することも可能です(入場料、参加料等)。この場合、企画提案書提出の際に、諸経費の内訳を明らかにしていただき、事業経費予定書をご提出ください。また、事業実施後1ヶ月以内に、「チャレンジタイアップ事業経費報告書」を提出していただきます。なお、収入分(入場料、参加料等)は原則、当該事業の支出分(諸経費)をまかなうものとしてのみご使用ください。
- ・営利目的とみられる内容の提案はおことわりします。
- ・チャレンジタイアップ事業に採択された後、実施が困難と判断した場合は採用を取り消す場合があります。取り消しとなった事業は、原則、追加や再採択は行わないものとします。

### 企画提出先・問い合わせ先

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4番20号 大阪市立住まい情報センター 4階住情報プラザ  
住まい・まちづくりネットワーク企画担当(栗田・本藤)

TEL: 06-6242-1160 FAX: 06-6354-8601

E-Mail: [osaka-housing-information-center@osaka-jk.or.jp](mailto:osaka-housing-information-center@osaka-jk.or.jp)

住まい情報センターについてはおおさか・あんじゅ・ネットをご確認ください。

<http://www.osaka-angenet.jp/>

